2019.1.4

映画関連資料(小型フィルム用映写機)のデジタル化作業　入札公告質疑回答

	【質問】	【回答】
質問１	入札説明書 11（6）について 当該資格の証明として、以下 3 点を提出するという認識でよろしいでしょうか？ ①本件と同等の博物又は美術立体資料の画像作製（デジタルカメラによる撮影）及び管理メタデータ作製を、過去に請け負った実績があることを確認できる「契約書及び附随する仕様書」（写し） ②全体責任者として従事する者が社員であることを確認できる「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（写し）、または「雇用保険被保険者証」（写し） ③上記②を満たす者が、上記①の実績における作業管理を含む業務経験者であることを証明するための証明書（任意様式／社印・代表者印の押印）	①（全体責任者として従事する社員が）本件と同等の作業管理の業務経験があり、また画像作製工程や管理メタデータ作製工程についても業務経験がある者であることを証明できる書類を用意してください。特に博物館又は美術立体資料の画像作製に限定するものではありません。 ②③ご質問の認識で差支えありません。
質問２	入札説明書 11（7）について 当該資格の証明として、以下 2 点を提出するという認識でよろしいでしょうか？ ①作業責任者として従事する者の「文書情報管理士 1 級認定証書」（写し） ②上記①を満たす者が社員であることを確認できる「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（写し）、または「雇用保険被保険者証」（写し）	ご質問の認識で差支えありません。
質問３	仕様書 2.2.2 について 「撮影枚数は原資料 1 点について、平均 11 カットとする」とありますが、オプションカットの増加により、原資料全 66 点に対する全体カット数が増加する可能性はありますでしょうか？ある場合、全体で最大何カット程度までの増加が見込まれますでしょうか？	原資料の状況によりカット数の総計が増加する可能性がございます。最大カット数として 800 カットを見込んでおります。